

企業型確定拠出年金、「給与内枠選択制」のメリットとデメリット

●増加する「給与内枠選択制」

今年1月、これまで確定拠出年金に加入できなかった人も、個人型の確定拠出年金(iDeCo イデコ)に加入できるようになったことから、個人型が大きな話題を呼んできた。

実際、厚生労働省の調べでは、個人型の加入者は、昨年12月末の30万6,000人から、今年8月末には62万人まで増えており、この間の増加数は31万4,000人で、8カ月間で倍増している。

一方、企業型の確定拠出年金はマスコミなどではあまり話題になっていないが、昨年12月末の589万1,000人が今年8月末には632万3,000人となっており、この間の増加数は43万2,000人と個人型を上回っている。

つまり、企業型の方が加入者の絶対数からいっても、増加人数からみても、確定拠出年金の中心的な存在だということが理解できる。

この企業型で近年増加しているのが、「給与内枠選択制」である。

●「給与内枠選択制」とは

「給与内枠選択制」とは、毎月の給与の一部を切り出して、その金額の全部あるいは一部を確定拠出年金の掛金として拠出するか、金額の全部あるいは一部を従来どおり毎月の給与として受け取るかを従業員が選べるようになってきている制度をいう(給与を原資とする場合もある)。

確定拠出年金の掛金としていくら拠出するか、給与としていくら受け取るかについては、複数のコースが用意されていて、年1回といった年金規約で定められた頻度でコース変更ができる。ただし、いったん確定拠出年金に加入すると、掛金をゼロにすることはできない。

たとえば、確定給付型の企業年金がある会社の確定拠出年金の拠出限度額は月2万7,500円である。そこで、毎月の給与から2万7,500円を

切り出して、この金額を上限として確定拠出年金の掛金を拠出できるようにする。年金の掛金2万円のコースを選んだとすると、2万円が年金の掛金となり、残り7,500円は給与と合わせて受け取ることになる。

「給与内枠選択制」では、年金掛金の原資は従業員の給与であり、会社が新たに資金を出すわけではない。ところが、確定拠出年金の掛金にすると、制度上は会社が給与とは別に確定拠出年金のために拠出した掛金と見なされる。この点が、メリットとデメリットを生むことになる。

●メリットとデメリット

「給与内枠選択制」における確定拠出年金の掛金部分は給与とは見なされないため、掛金部分に税金は課せられない。また、掛金を拠出することによって標準報酬月額が下がれば、厚生年金保険料や健康保険料、介護保険料などの負担も減少する(掛金を拠出しても標準報酬月額の等級が変わらなければ、これらの社会保険料の負担は変わらない)。

社会保険料の負担は原則として労使折半なので、従業員の負担が減少すれば、会社の負担も減少する。1人当たりの社会保険料の負担軽減額はそれほど大きな金額にならないとしても、従業員の数が多いと、トータルではかなり大きな負担軽減額になる。この点が、会社が「給与内枠選択制」を導入する大きな理由の1つになっている。

従業員からすると、確定拠出年金の掛金として拠出した部分には税金と社会保険料がかからず、全額を年金の運用に回すことができるので、効率的に老後資金を準備できることになる。

ただし、掛金の分だけ給与は減少する(年間の給与収入が減少する)。たとえば、掛金拠出前の給与が月30万円の人が、2万円の掛金を拠出す

ると、毎月の給与収入は28万円とみなされる。

これによって、厚生年金保険料の標準報酬月額の等級が下がると、現役時代に納める厚生年金保険料の負担は減少するが、老後に受け取れる老齢厚生年金の金額も減少する。また、標準報酬月額や給与が減少すると、これらに基づいて計算される、健康保険からの出産手当金や傷病手当金、雇用保険からの基本手当(いわゆる失業手当)、介護・育児休業給付金なども少なくなってしまう。これらはデメリットといえる。

ただし、このうち、ほぼ全ての人のために関係する老齢厚生年金の減少については、確定拠出年金の掛金を拠出しているときの税金と社会保険料の負担軽減額、運用時の運用益非課税のメリットのほうが、年金額の減少よりもかなり上回るのが一般的なので、確定拠出年金に加入した方が有利だといえる。

なお、「給与内枠選択制」の場合、確定拠出年金への加入は義務ではない。年金には加入せず、全額を給与と一緒に受け取ることもできる。この場合、企業型の確定拠出年金には加入していないので、個人型の確定拠出年金に加入できる。

個人型に加入すると、給与収入等は影響を受けないが、老後資金を準備するという観点からは、企業型に加入した方が一般的には有利になる。個人型では口座管理手数料は本人が負担するが、企業型では会社が負担してくれる。また、企業型の掛金は税金・社会保険料の対象外となるが、個人型では税負担の軽減だけが得られ、社会保険料の負担は軽くない。さらに、企業型の方が個人型より掛金の拠出限度額が大きいからである。

(クルー 目黒政明)

クルーセミナー 11/17(金)開催

トランプ時代のエネルギーの行方
米国のエネルギー政策と日本経済への影響
講師：大場紀章氏

[参加費]1000円 [会場]中野サブプラザ
※詳細・お申込みはHPまたはお電話で